

# 山口市特定優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、山口市特定優良賃貸住宅制度要綱（平成17年10月1日制定）以下「制度要綱」という。）第5条及び第18条の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助金（以下「家賃減額補助金」という。）交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 特定優良賃貸住宅

制度要綱第3条第1号の規定する賃貸住宅をいう。

### 二 認定事業者

制度要綱第3条第2号に規定する認定事業者をいう。

### 三 管理者

制度要綱第3条第3号に規定する管理者をいう。

### 四 入居者負担額

制度要綱第11条に規定する入居者負担額をいう。

## (家賃減額補助の期間)

第3条 家賃減額補助の期間は、当該特定優良賃貸住宅について入居者負担額が家賃を下回る期間とし、当該特定優良賃貸住宅の管理期間を限度とする。ただし、特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領（平成5年7月30日建設省住建発第116号）第6第2項第2号に規定するフラット型家賃減額方式による家賃の減額に係る特定優良賃貸住宅については、管理期間、かつ、管理開始後10年以内とする。

## (家賃減額補助金の算定)

第4条 一の特定優良賃貸住宅の家賃減額補助金の額は、家賃と入居者負担額の差

額に当該特定優良賃貸住宅の管理月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の管理月数は、制度要綱第 12 条の規定による家賃の減額の対象となる入居者が入居している月数とする。ただし、1 月に満たない月については、当該月分の家賃の減額に係る補助は行わないものとする。

(交付申請及び交付決定)

第 5 条 認定事業者は、当該年度の 4 月 1 日までに、別記様式第 1 により市長に家賃減額補助金の交付申請を行うものとする。ただし、新規に管理開始又は入居した場合の交付申請については、入居者を決定したときに、別に規定する所得証明書等を添付して行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査の上、補助金を交付するかどうかの決定をし、速やかに認定事業者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定後において、当該補助金の額に変更が生じる場合は、別記様式第 2 により前 2 項の規定に準じて行うものとする。

(家賃減額補助金の請求及び交付)

第 6 条 認定事業者は、第 5 条第 1 項の規定により、家賃減額補助金の交付決定通知を受けたときは、次の各号に定める日までそれぞれ前期分の家賃減額補助金を精算の上、別記様式第 3 により市長に請求を行うものとする。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は 1 月 2 日若しくは同月 3 日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

- 一 第 1 - 四半期分の家賃減額補助金にあつては 5 月 10 日
- 二 第 2 - 四半期分の家賃減額補助金にあつては 7 月 10 日
- 三 第 3 - 四半期分の家賃減額補助金にあつては 10 月 10 日
- 四 第 4 - 四半期分の家賃減額補助金にあつては 4 月 30 日

- 2 認定事業者は、第 5 条に規定する家賃減額補助金の交付決定が前項各号に規定する期間の途中に行われた場合、当該家賃減額補助金については、次の四半期請求時において、次の期間分と併せて請求を行うものとする。

- 3 市長は、前 2 項の請求を受理したときは、当該請求に係る家賃減額補助金の算出内容を審査し、適当と認めるときは、次の各号に定める日までに認定事業者に家賃減額補助金を交付するものとする。ただし、第 2 号を除き、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定

する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

一 第1項第1号から同項第3号にあっては、それぞれ各号に定める期限の属する月の末日

二 第1項第4号にあっては、5月末日

4 前項の第1号に規定する家賃減額補助金については、概算払で行うものとする。ただし、期間の途中で補助が終了又は市長がやむを得ないと認める場合は、精算払で行うものとする。

(補助金の申請等の代行)

第7条 管理者と認定事業者が異なる場合は、管理者は、認定事業者の委任を受けて補助金の申請、請求及び受領業務を認定事業者に代わって行うものとする。

(家賃減額補助金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、認定事業者に交付決定をした家賃減額補助金が次の各号の一に該当するときは、当該家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱及びこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 山口県特定優良賃貸住宅制度要綱第13条の規定により計画の認定が取り消されたとき。

(家賃減額補助金の実績報告)

第9条 認定事業者は、当該年度における家賃減額の実施状況について、別記様式第4の家賃減額補助金実績報告書により、明細書を添付して、毎年度3月31日までに市長に報告しなければならない。

(家賃減額補助金の確定)

第10条 市長は、家賃減額補助金実績報告書及び明細書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、認定事業者に対して確定した家賃減額補助金の額を通知する。

(家賃減額補助金の返還)

第11条 市長は、家賃減額補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る家賃減額補助金が既に認定事業者に交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 認定事業者は、既に受領した家賃減額補助金の額が、前条の規定により確定した家賃減額補助金の額を超えて交付されているときは、期限を定めて、当該差額を市長に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を認定事業者に対して請求することができる。

2 市長は、補助金の返還を命じた場合、認定事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を認定事業者に対して請求することができる。

3 市長は、前2項の場合において、認定事業者にやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を請求しないこととすることができる。

4 認定事業者は、第1項又は第2項の規定により、加算金又は延滞金の請求があったときは、指定された期日までにこれらを市に納付しなければならない。

(検査、報告及び是正命令)

第13条 市長は、家賃減額補助金の用途について必要があるときは、検査を行い又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項の検査、報告により補助金が適正に執行されていないときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

(書類整備)

第14条 認定事業者は、家賃減額補助に係る帳簿などの書類を作成し、整備し、家賃減額補助期間終了後5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行日に行った阿知須町特定優良賃貸住宅家賃減額補助金要綱に基づく住宅は、この要綱の相当規定により行ったものとして、この要綱を適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成18年7月27日から施行する。